

新旧対照表

通関手続に係る税關実務上の留意事項等について

新	旧
第2 各要件に係る実務上の留意事項	第2 各要件に係る実務上の留意事項
2 要件 関係 権利者がジャケット等に「情」(要件 の事実)の内容を明確に表示していない 国外領布目的商業用レコードは、要件 の立証が困難となること。このため、 <u>關稅法(昭和29年法律第61号)第69条の10</u> の規定に基づく税關長に対する 輸入差止申立て(以下「輸入差止申立て」という。)を行うに当たっては、当該表示 がなされていることを示す資料を提出する必要があること。	2 要件 関係 権利者がジャケット等に「情」(要件 の事実)の内容を明確に表示していない 国外領布目的商業用レコードは、要件 の立証が困難となること。このため、 <u>關稅定率法(明治43年法律第54号)第21条の2</u> の規定に基づく税關長に対する輸入差止申立て(以下「輸入差止申立て」という。)を行うに当たっては、当該表示 がなされていることを示す資料を提出する必要があること。